

小規模事業者 I C T 活用促進事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 小規模事業者 I C T 活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、秋田県産業労働部産業政策課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令等の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内産業における人手不足への対応や働き方改革に資するとともに、生産性や付加価値の向上を図るため、小規模事業者の情報技術・情報サービス等（以下「I C T」という。）の活用促進を目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「小規模事業者」、「支援機関」とは、次のとおり定義する。

- (1) 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく組合であることとし、業種は別表1に該当するものを除く。
- (2) 「支援機関」とは、商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所）、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会）、県中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する秋田県中小企業団体中央会）、県信用保証協会（信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する秋田県信用保証協会）、公益財団法人あきた企業活性化センター及び国の認定する県内の経営革新等支援機関とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

- (1) 前条に規定する小規模事業者であること。ただし、次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、補助対象外とする。
 - ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している小規模事業者。
 - イ 発行済み株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者。
 - ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者。

- (2) 県内に当該事業者の主たる拠点を有し、かつ県内において1年以上の事業実績があること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないもの。
ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。
- (4) 次の欠格事項に該当していないこと。
- ア 国税又は地方税の滞納があること。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。
- イ 県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。
- ウ 小規模事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

（補助対象事業等）

第5条 この補助金の対象となる事業は、自社へICTを導入して生産性の向上等経営革新を図ろうとする事業（以下「補助事業」という。）であり、次の全ての事項に該当する事業とし、補助対象経費、補助率は別表2のとおりとする。

- (1) 実施しようとする事業の主たる拠点は県内であること。
- (2) 事業計画の策定から事業終了後のフォローアップに至るまで、支援機関の支援を得ながら取り組む事業であること。
- (3) 導入しようとするICTは、原則として県内のICT事業者からの調達によるものであること。
- (4) 以下に該当する事業を行うものではないこと。
- ア 国や県が助成する他の制度（補助金、委託費等）を利用する事業。
- イ 事業内容が公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの。

（補助金の交付申請）

第6条 交付要綱第2条第1項に定める補助金交付申請書は、必要書類を添えて、知事が別に通知する日までに提出するものとする。ただし、同一年度内において同一事業者が複数の申請書を提出することはできないものとする。

- 2 交付要綱第2条第1項に定める補助金交付申請書は様式第1号によるものとする。
- 3 交付要綱第2条第2項第1号に定める事業実施計画書は様式第2号によるものとする。

- 4 補助事業者は、第1項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件等）

- 第7条 交付要綱第3条第1項第3号（一）の規定による申請書等提出先所属長の承認を受ける必要がある事項は、別表3に定めるとおりとする。
- 2 交付要綱第3条第2項第1号に定める交付条件等変更承認申請書は様式第3号によるものとする。
 - 3 交付要綱第3条第2項第2号に定める補助事業等中止（廃止）承認申請書は様式第4号によるものとする。
 - 4 交付要綱第3条第3項第1項に定める補助事業等実施状況報告書は様式第5号によるものとする。

（補助金の交付決定）

- 第8条 知事は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を別に定める審査会により審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付要綱第4条第1項に定める補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 交付要綱第4条第1項に定める補助金交付決定通知書は様式第6号によるものとする。
 - 3 交付要綱第4条第1項に定める補助金交付決定変更書は様式第7号によるものとする。
 - 4 知事は、第6条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
 - 5 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、小規模事業者ICT活用促進事業費補助金交付決定通知書の送付を受けた日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更)

第10条 知事は、この補助金の交付決定額の増額に係る変更は認めないものとする。

(補助事業の実施期間)

第11条 補助事業の実施期間は、交付要綱第4条第1項に定める最初の交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業計画の完了の日とした日又は当該交付決定通知があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(実績報告)

- 第12条 交付要綱第6条第1項に定める実績報告書は様式第9号によるものとする。
- 2 交付要綱第6条第2項第1号に定める事業実績書は様式第10号によるものとする。
 - 3 交付要綱第6条第2項第2号に定める収支精算書は様式第11号によるものとする。
 - 4 交付要綱第6条第2項第3号に定める財産取得状況報告書は様式第12号によるものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。
 - 3 知事は、補助事業者から前項により額を確定した後に補助金の請求があったときは、補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

(協議)

第14条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業計画の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(補助金の返還等)

- 第15条 知事は、財務規則及び交付要綱の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- (1) この要領の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

- (5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後3年以内に補助事業計画に係る事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。また、これらの証拠書類について、知事や会計検査院の求めがあった場合は、その内容を開示しなければならない。

(事業実施状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から3年間、毎会計年度終了後速やかに当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況等について、様式第13号により、決算関係書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(成果の公開)

第18条 知事は、交付要綱第6条第1項の規定に基づく報告書の提出があった補助事業の成果について、知事が必要と認める方法により公開することができる。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上のものを、知事に対して協議し、承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 前項の規定は、補助金が交付された会計年度終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を越えるものについては、会計年度終了後10年を限度）を経過した後においては適用しないものとする。

3 知事は、交付要綱第9条第4項の承認をする場合は、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者に財産の処分による収入金があったときは、当該収入金、当該財産の残存簿価相当額又は時価評価額のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額とする。

- (2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残存簿価相当額又は時価評価額のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額とする。
- 4 第1項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。
- 5 知事は第1項の協議がなく財産処分のあったと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 6 交付要綱第9条第4項に定める取得財産目的外処分承認申請書は様式第14号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第15号)により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税等仕入控除額を上回らない場合は提出を要しない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(フォローアップ)

- 第22条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度中以降、適宜、支援機関によるフォローアップを受け、ICTを活用した事業の着実な遂行と事業目標の達成に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表1 (第3条関係)

業種コード		業種名
A 農業、林業	011	耕種農業
	012	畜産農業
	021	育林業
	022	素材生産業
	023	特用林産物生産業
	029	その他の林業
B 漁業	031	海面漁業
	032	内水面漁業
	041	海面養殖業
	042	内水面養殖業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	360	管理、補助的経済活動を行う事業所
	361	上水道業
	362	工業用水道業
	363	下水道業
J 金融業、保険業	630	管理、補助的経済活動を行う事業所
	631	中小企業等金融業
	632	農林水産金融業
	652	商品先物取引業、商品投資顧問業
	661	補助的金融業、金融附帯業
	673	共済事業・少額短期保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	710	管理、補助的経済活動を行う事業所
	711	自然科学研究所
	712	人文・社会科学研究所
	727	著述・芸術家業
N 生活関連サービス業、娯楽業	803	競輪・競馬等の競走場、競技団
O 教育、学習支援業	810	管理、補助的経済活動を行う事業所
	811	幼稚園
	812	小学校
	813	中学校
	814	高等学校、中等教育学校
	815	特別支援学校
	816	高等教育機関
	817	専修学校、各種学校
	818	学校教育支援機関
	821	社会教育
	822	職業・教育支援施設

業種コード		業種名
P 医療、福祉	831	病院
	832	一般診療所
	833	歯科診療所
	841	保健所
	842	健康相談施設
	850	管理、補助的経済活動を行う事業所
	851	社会保険事業団体
	852	福祉事務所
	853	児童福祉事業
	854	老人福祉・介護事業
	855	障害者福祉事業
Q 複合サービス事業	859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
	860	管理、補助的経済活動を行う事業所
	861	郵便局
R サービス業 (他に分類されないもの)	862	郵便局受託業
	931	経済団体
	932	労働団体
	933	学術・文化団体
	934	政治団体
	939	他に分類されない非営利団体
	941	神道系宗教
	942	仏教系宗教
	943	キリスト教系宗教
	949	その他の宗教
951	集会場	

別表 2 (第 5 条関係)

区 分	内 容
補助対象経費	業務用ソフトウェア導入費 システム構築費 その他知事が特に必要と認める費用
補助率	1 / 2 (グループ導入は 2 / 3)
補助限度額	50 万円 (グループ導入は全体で 300 万円)

※グループ導入とは、5 社以上で導入する場合をいう。

別表 3 (第 7 条関係)

事 項	備 考
事業内容の変更	事業内容の変更は、当初の事業目的を達成できると認められる場合のみ認める。